ト エ中「地域の区分」を「地域区分」に、「別表３」を「別表２」に、「別表４－１」を「別表３」に、「別表４－２」を「別表４」に改める。

ト オ中「地域の区分」を「地域区分」に、「別表３」を「別表２」に、「別表４－１」を「別表３」に改める。

別表１―１中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に改め、「別表２－１において同じ。」を削る。

別表１―２を次のとおり改める。

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

１　「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格Ｒ3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。

２　「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。

３　「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

別表２―１及び別表２―２を削る。

別表３中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に、「Ⅵ」を「８」に、「0.27 | 0.35 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37」を「0.27 | 0.35 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.53」に、「1.59」を「／」に、「0.32 | 0.41 | 0.43 | 0.43 | 0.43 | 0.43」を「0.32 | 0.41 | 0.43 | 0.43 | 0.43 | 0.62」に、「1.76」を「／」に、「0.38 | 0.46 | 0.54 | 0.54 | 0.54 | ／」を「0.27 | 0.32 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | ／」に、「／ | ／ | ／ | ／」を「0.38 | 0.46 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | ／」に、「0.35 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | 0.53」を「0.35 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | 0.53 | ／」に改め、同表中２の次に次のとおり加える。

３　一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

別表第３を別表第２とする。

別表第４―１中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ」を「４」に、「Ⅳ」を「５及び６」に、「Ⅴ」を「７」に、「Ⅵ」を「８」に、「3.6 | 2.7 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5」を「3.6 | 2.7 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 1.6」に、「0.3」を「／」に、「3.0 | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0」を「3.0 | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.4」に、「2.2 | 1.8 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | ／」を「3.2 | 2.6 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | ／」に、「／ | ／ | ／ | ／ | ／」を「2.2 | 1.8 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | ／」に、「3.3 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.2」を「3.3 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | ／」に、「3.6 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3」を「3.6 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3」に、「2.9 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7」を「2.9 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 2.3 | ／」に改め、同表の４中「熱抵抗値」を「熱抵抗の基準値」に改め、同表の５中「外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で」を「外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について」に、「とみなすことが」を「の基準により判定」に改め、同表の６中「外張部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で」を「外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について」に、「とみなすことが」を「の基準により判定」に改め、同表の７中「外周部の断熱材の熱抵抗の値は、」を「外周部にあっては、」に、「いずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、」を「いずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、」に、「連続に施工し、」を「連続して施工されたもの」に改め、同７中ただし書きを次のとおり改める。

ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表４―１中８を削り、別表４―１を別表３とし、別表４―２を別表４とする。

別表４―２中「Ⅰ」を「１及び２」に、「Ⅱ」を「３」に、「Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」を「４、５、６、７及び８」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第八項第二号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年九月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表の備考３中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号）別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号）別表第４に掲げる地域区分における８地域」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。